

第54号議案

長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成24年長岡京市条例第21号）の一部を別紙のとおり改正
するものとする。

令和7年6月5日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成
18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、同省令を引用する規定の
変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長岡京市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第152条 【略】</p> <p>2～12 【略】</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 【略】</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第152条 【略】</p> <p>2～12 【略】</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 【略】</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。